

第22期第17回渡島海区漁業調整委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月21日（金）14:00
- 2 開催場所 日本漁船保険組合道南支所 会議室
- 3 出席委員 阿部 国雄、上見 孝男、高野 勇一、西山 武雄
若山 唯敏、山下 勉、瀧川 久市、柴田 一、
森 祐、三上 浩、坂田 憲治、吉田 直樹
欠席（佐々木治一）
- 4 臨席者 八雲町漁業協同組合 代表理事組合長 山縣 光徳
渡島管内さけ・ます事業協会 専務理事 柳元 孝二
渡島総合振興局産業振興部水産課 水産課長 高谷 則幸
漁業管理係長 高尾 力
技 師 吉田 知樹
- 5 事務局 事務局長 北 弘由樹
- 6 議 題
議案第1号：渡島海区漁場計画（第15次定置漁業権）素案について
- 7 報告事項
 - （1）渡島海区漁場計画（共同・区画）に係る公聴会の開催について
 - （2）共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
 - （3）令和5年度さけ・ます人工ふ化放流計画について
 - （4）海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の連合会表彰者の決定について
- 8 その他

議 事

北 局 長

ただいまから第22期第17回の渡島海区漁業調整委員会を開会いたします。
開会にあたり、阿部会長からご挨拶を申し上げます。

阿部会長

開催にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、何かとお忙しい中、各委員さんをはじめ、ご来賓の八雲町漁業協同組合、山縣組合長さん、そして管内増協の柳元専務、渡島総合振興局からは、高谷課長さんを始め、関係各位の皆様にご出席頂きましたこと、感謝を申し上げます。

日頃に春の装いを感じる季節となって参りました。

管内では春漁が真っ盛りで、ホタテ養殖の耳づくり作業が最盛期を迎え、六月からのイカ釣り漁業の準備など、なにかと季節柄、お忙しい毎日を送られていることと存じます。

このような中、新年度に入りまして、九月には、いよいよ、共同漁業権と区画漁業権の切替が行われることとなり、一月には、定置漁業権の切替も控えているところでございます。

当委員会といたしましても、渡島の水産が少しでも良くなるように、皆様と協力し、漁業権の切替はもちろん、課題解決など、しっかりと、取り組んで参りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

さて、本日、ご審議をいただく議案は、「渡島海区漁場計画第十五次定置漁業権素案について」、それから、報告事項が4件となっております。

委員の皆様におかれましては、よろしくご審議をお願い申し上げ、簡単ではありますが、挨拶とさせていただきます。

北 局 長

本日の委員会に、ご臨席を頂いている方々をご紹介させていただきます。
八雲町漁業協同組合、山縣組合長さま。

山縣組合長

よろしくお願いいたします。

北 局 長	渡島管内さけ・ます事業協会、柳元専務さま。
柳元専務	よろしくお願いいたします。
北 局 長	渡島総合振興局産業振興部水産課、高谷課長さま。
高谷課長	よろしくお願いいたします。
北 局 長	同じく、高尾係長さま。
高尾係長	高尾です、よろしくお願ひします。
北 局 長	同じく、吉田技師さま。
吉田技師	吉田です、よろしくお願ひします。
北 局 長	以上でございます。
阿部会長	それでは、議事に入る前に、事務局から出席委員の報告をお願いします。
北 局 長	本日の出席委員について、ご報告をさせていただきます。 総委員13名中、12名の出席となっております。
阿部会長	総委員数13名中、12名が出席しておりますので、本日の委員会は成立

いたします。

阿部会長

次に、委員会規程第8条に基づき、議事録署名委員を指名させていただきます。

「上見委員さん」と「森委員さん」にお願いしたいと思います。

よろしくお願い申し上げます。

(議案第1号)

阿部会長

それでは、さっそく議案第1号の「渡島海区漁場計画第15次定置漁業権素案について」振興局から説明をお願いします。

高尾係長

座って説明させていただきます。

まずはこれまでの経過についてご説明いたします。

草案につきましては、本年1月30日開催の委員会で協議し、同内容で水産林務部長に提出し、渡島総合振興局水産課と海区事務局でヒアリングをしてまいりました。

その後、水産林務部長から草案に対する検討確認事項等の回答がございました。

その検討確認事項等について各漁協と協議し、素案としてとりまとめ協議に至ったところでございます。

水産林務部からの草案に対する回答については、お手元の資料1-2、資料1-3を並べてご覧ください。

個々の漁業権ごとへの回答は1-2のとおりとなっております、その回答への対応が必要な漁業権のみを記載した資料が1-3となっております。

まずは資1-2、水産林務部からの草案に対する回答の内容ですが、現在の14次と同じ内容で設定としておりました、春秋網35ヶ統、秋網120ヶ統の計155ヶ統のうち、154ヶ統については、「現時点で支障なし」とされており、鹿部漁協関係の鹿まぐろ・いか・さけ定第1号については、「免許後一度も、身網を2個敷設していないため、身網の数の条件を2個以内とする必要性を整理すること」と意見されております。

資料1-2の3ページ目になります。

この意見に対する対応は後ほどご説明します。

また、複数年休漁している漁場など、草案で検討中としておりました19

ヶ統につきましては、それぞれ設定の必要性について検討するよう意見がされております。

なお、草案で廃統としておりました18ヶ統につきましては、「支障なし」と回答されております。

資料1-3の説明に移ります。

水産林務部からの草案に対する回答への対応についてですが、部の回答の主な内容は、休業が恒常化している漁場の再設定の必要性の検討でありましたので、再度関係漁協から直近の操業状況などについて聞き取りをしまして、素案の方に反映させております。

区分1, 2, 18, 20番については、直近R4年の操業実績を確認しておりますので、現在と同条件で設定することとしております。

区分3, 4, 11番については、現在の免許権者から廃統の意向が示されておりますので、素案でも廃統としております。

区分5番の鹿まぐろ・いか・さけ定第1号については、先ほど説明しましたとおり「免許後一度も、身網を2個敷設していないため、身網の数の条件を2個以内とする必要性を整理すること」と意見されておりますが、これは資源状況から経費の削減を図ることを目的に身網を一つで操業しているものでありますので、引き続き素案の内容については、現在の14次と同条件で設定しております。

続きまして、7~10番ですが、これらの漁業権には「恒常的に漁業時期の大部分を使用しない形で使用している漁場であることから、漁業時期の縮小を含めた見直しを検討すること」と水産林務部から意見されております。

これらについては、関係漁協と協議し、操業の実態に合わせて漁業時期を短縮することとしております。

最後に、残りの6, 12から17番, 19番の漁業権については、それぞれ現在の免許権者からは廃統の意向が示されておりますが、関係漁協から、引き続き漁場を活用したいと要望がありましたので、漁場設定の必要性の整理について、別途事務的に進めており、素案では現在と同条件で設定しております。

以上の内容で、水産林務部の回答に対応したいと考えております。

それでは、素案についてご説明いたします。

資料1-4の素案の考え方につきましては、基本的に草案と変更はございませんので、説明は省略します。

次に資料1-5の説明に移りたいと思います。

こちらは素案の概要となっております。

資料の右側、第15次、参考草案の欄をご覧ください。

草案で検討中としておりました、19ヶ統につきましては、先ほど説明しましたとおり、それぞれ設定、廃統と今回のタイミングで整理しております。

素案段階で、春秋網40ヶ統、秋網131ヶ統、合計171ヶ統の設定となっております。

続きまして、資料1-6をご覧ください。

こちらが第15次定置漁業権の漁場計画 素案となっております。

先ほどご説明した内容を反映しており、草案段階では検討中であった漁場についても、今回漁場番号を付与して、作成しております。

資料1-7が漁場の概要図となっております、後ほどお目通しをお願い申し上げます。

最後になりますが、現在の14次からの変更点は21ヶ統の廃統と、それに伴う漁場番号の変更、また、えさん漁協関係のいか・ぶり・さけ定の2ヶ統戸井漁協関係のいか・さけ定の2ヶ統の漁業期間の一部短縮となっております。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

阿部会長 続きまして、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告願います。

北局長 ただいま振興局から説明のございました、「渡島海区漁場計画第15次定置漁業権素案」について、先に行われました、渡島海区漁業権切替小委員会で協議した結果、「異議ない旨決定されました」。
以上です。

阿部会長 ただいま、振興局から「渡島海区漁場計画第15次定置漁業権素案」の説明、事務局から漁業権切替小委員会の開催結果について報告がございました。
このことについて、ご質問やご意見等がございましたらご発言をお願いします。

各委員 「ありません。」

阿部会長 ご意見、ご質問がないようですので、渡島海区漁場計画第15次定置漁業権素案について、異議ない旨決定したいと思いますが、よろしいですか。

各委員 「異議なし。」

阿部会長 ご異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

阿部会長 続きまして、報告事項に入らせて頂きます。
報告事項1、「渡島海区漁場計画共同・区画に係る公聴会の開催について」、事務局より説明願います。

北局長 失礼ですが座って説明させていただきます。
それでは、報告資料の1をご覧ください。
先の委員会において、「会長一任」としておりました、「共同漁業権」と「区画漁業権」の漁場計画に係る、公聴会の開催についてでございます。
日程ですが、5月11日、木曜日と12日の金曜日を予定しております。
11日は、11時から「上磯郡漁協」の会議室で、松前さくら漁協から上磯郡漁協までの関係地区を、14時から、「函いち」の大会議室で、函館市漁協からえさん漁協までの関係地区を、翌日12日は、11時から「森漁協」の会議室で、長万部漁協から砂原漁協までの関係地区を、14時から「南かやべ漁協」の会議室で、鹿部漁協から南かやべ漁協の関係地区を対象として、公聴会の開催を予定しております。
続きまして、資料めくっていただき、次ページをご覧ください。
ただいまご説明いたしました公聴会の結果を踏まえまして、漁場計画答申に係る委員会を開催することとなります。
資料では5月23日を仮で記載しておりますが、他系統団体の会議日程等を踏まえまして、現在、5月22日の13時からで調整しているところでございます。
各委員におかれましては、関係する地区の公聴会と5月22日予定の当委員

会への出席について、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

阿部会長 ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありませんか。

各委員 「ありません。」

阿部会長 続きまして、報告事項2、「共同漁業権及び区画漁業権に係る資源管理の状況等の報告について」事務局から説明願います。

北局長 それでは、説明させていただきます。
報告資料の2をご覧ください。
共同、区画漁業権に係る資源管理状況等について、漁業法第90条第2項の規定により、知事から報告があったものでございます。
それでは、報告内容について、ご説明いたします。
資料の2ページ目をご覧ください。
2ページから12ページが「共同漁業権」の報告内容となります。
左から、振興局名、漁業権者、漁業種類、漁業の名称となっており、これらについては、記載のとおりでございます。
報告の対象となる期間については、令和3年1月1日から12月31日までとなり、「資源管理の取組の状況」及び「漁場の活用の状況」については、知事が漁業権者である各漁協から例年、報告を受けている、行使状況の内容などから、意見が付されているところでございます。
渡島海区に係る共同漁業権の報告対象件数は、789件で、資源管理の取組状況については、いずれも、適切と認められており、漁場の活用状況については、335件が、適切かつ有効と認められ、454件が、「適切かつ有効と認められない」とされております。
次に、区画漁業権ですが、資料の13ページをご覧ください。
項目は共同漁業権と同じで、報告の対象となる期間も同じ、令和3年1月

1日から12月31日までとなります。

報告の内容としましては、報告対象件数が、126件で、資源管理の取組状況は、いずれも、適切と認められ、漁場の活用状況については、93件が、適切かつ有効、33件が、「適切かつ有効と認められない」とされております。

なお、共同、区画ともに、資源管理の取組の状況については、漁場利用において他の漁業者が営む生産活動に支障を及ぼしたり、海洋環境の悪化を引き起こしていないことが確認されれば、適切と認められるとのことでございます。

また、漁場の活用の状況については、漁業権漁業が営まれていることや、資源保護のための休業、他の漁業の飼料として利用する場合など、合理的な理由があれば、「適切かつ有効と認められる」としているとのことでございます。

なお、共同、区画とも、漁業法第91条第1項、各号に該当すると知事が認めた場合は、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効を図るために必要な措置を講ずるべきことを指導するものと定められており、指導しようとするときは、当委員会の意見を聞くこととなっておりますが、道において、法第91条第1項、各号に該当する場合の全道的な運用を整理・検討する必要があることから、今回の報告においては、指導・勧告の対象にはしないとのことでございます。

説明は以上でございます。

阿部会長 ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各委員 「ありません。」

阿部会長 続きまして、報告事項3、「令和5年度さけ・ます人工ふ化放流計画について」事務局から説明いたします。

北局長 報告資料3をご覧ください。
令和5年度さけ・ます人工ふ化放流計画について、北海道水産林務部長か

ら通知がありましたので、ご報告いたします。

それでは、内容について、若干ご説明させていただきます。

資料を3枚めくっていただきまして、資料横向きに見ていただき、右下に記載の4ページをご覧ください。

令和5年度のサケ放流計画の地区別総括表となります。

一番下の欄、全道計でございますが、捕獲尾数は、令和4年度121万7,300尾に対し、令和5年度は118万5,950尾と3万1,350尾の減となり、採卵数は、令和4年度の11億6,664万粒に対し、令和5年度は11億3,299万粒と3,365万粒の減、国の水産資源研究所への供給卵数は、1億4,340万粒で令和4年度から30万粒の減、放流数については、令和4年度の10億1,615万粒に対し、令和5年度は9億8,525万粒と3,090万粒の減となっております。

なお、そのうち当管内では、捕獲数で、3万2,950尾の減となり、放流数で、3,065万尾の減となっているところでございます。

その他、詳細につきましては、後ほど、お目通し願えればと思います。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

阿部会長

これは、管内増協の方でお話しをした中で、これを渡島は認めたということで、ただ海区の方では、渡島減ったことに対して、何かしらの手は打たないのかという意見も出していただきましたけど、とりあえず回答としては、今回はこれでいきますよということでございます。

ただ、他からも、渡島が減ることに対して、道もただ見ているのかという話はございましたので、その辺だけは報告をしておきます。

よろしいでしょうか。

各委員

「はい。」

阿部会長

続きまして、報告事項4、「海区漁業調整委員会委員及び事務局職員の連合会表彰者の決定について」事務局から説明願います。

北 局 長

報告資料4をご覧ください。

全国海区漁業調整委員会連合会から、連合会表彰者の決定について、通知がありました。

本表彰については、全国海区漁業調整委員会連合会が各海区漁業調整委員会の委員として、永年にわたりその職務を全うし、委員会の運営に功績顕著な委員を選考するものでございます。

この度、資料3ページ目でございますが、当委員会から、「阿部会長」と「柴田委員」が、表彰者として決定された旨、通知がございましたので、ご報告いたします。

なお、表彰については、5月26日に東京で開催される、全国海区漁業調整委員会連合会通常総会において行われる予定となっておりますので、ご報告させていただきます。

説明は以上でございます。

阿部会長

ただいま、事務局から報告がありましたことについて、何かご質問はありますか。

各 委 員

「ありません。」

阿部会長

さて、本日予定されていた議案は全て終了いたしました。そのほかに何かございませんか。

各 委 員

「ありません。」

阿部会長

何もないようですので、本日の委員会は終了いたします。
本日はありがとうございました。